

宮城県公報

行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	頁
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (デジタルみやぎ推進課)	一
○電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準を廃止する告示 (デジタルみやぎ推進課)	二
○令和三年度ブルセラ症及び結核の検査の実施 (家畜防疫対策室)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(六件) (水産林政総務課)	三
○道路の区域変更(二件) (道路課)	五
○道路の供用開始 (同)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (精神保健推進室)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同)	六
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (同)	八

ページ

規 則

公安委員会

○警備法第二十三条第一項に規定する検定の実施

宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式刺し網漁業の制限

一〇

八

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

第一条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術活用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))をいう。以下同じ。」又は「及び「法令、」を削る。

第二条第一項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条第二項第三号中「(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等及び情報通信技術利用条例第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。)」を削る。

第三条を次のように改める。

(情報化推進計画の軽微な変更)

第三条 情報通信技術活用条例第三条第五項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

二 事業の名称の変更

三 前二号に掲げるもののほか、情報化推進計画の実施に支障がないと知事が認める変更

第十条を第十七条とする。

第九条中「情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定又は情報通信技術利用条例第三条から

第六条まで」を「情報通信技術活用条例第六条から第十条まで」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条を第十六条とする。

第八条第一項中「情報通信技術利用条例第三条第四項」を「情報通信技術活用条例第六条第四項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用条例第四条第四項」を「情報通信技術活用条例第七条第四項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用条例第六条第三項」を「情報通信技術活用条例第九条第三項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第十五条 情報通信技術活用条例第十条の規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、知事等が別に定めるものとする。

第七条中「情報通信技術活用法第三条第十一号に規定する作成等及び情報通信技術利用条例第二条第九号に規定する作成等をいう。」を削り、同条を第十三条とする。

第六条中「（情報通信技術活用法第三条第十号に規定する縦覧等及び情報通信技術利用条例第二条第八号に規定する縦覧等をいう。）を削り、同条を第十二条とする。

第五条中「法令又は」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。
(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十条 情報通信技術活用条例第七条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十一条 情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると知事等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと知事等が認める場合

第四条第一項中「法令又は」を削り、「知事が告示で」を「知事等が別に」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「法令又は」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「法令又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「法令又は」を削り、

同項を同条第五項とし、同条第十一項を同条第六項とし、同条を第五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第六条 情報通信技術活用条例第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。
(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第七条 情報通信技術活用条例第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと知事等が認める場合

第八条 情報通信技術活用条例第七条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第三条の次に次の一条を加える。
(申請等に係る電子情報処理組織)

第四条 情報通信技術活用条例第六条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則
この規則は、令和三年九月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百十二号
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示を廃止する告示
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示（平成十七年宮城県告示第五百九十四号）は、廃止する。

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

○宮城県告示第六百十三号

電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準を廃止する告示を次のように定める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準を廃止する告示

電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準（平成二十二年宮城県告示第七十八号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

○宮城県告示第六百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

なお、令和三年宮城県告示第二百四十四号（令和三年度ブルセラ症及び結核の検査の実施）は、令和三年八月九日限り、廃止する。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

2 共同牧野等に放牧する牛

3 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

令和三年八月十日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和三年三月五日付け2消安第五八〇〇号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）別紙一から別紙四までに規定する方法

○宮城県告示第六百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百七十八 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻 地区支所の地 区のうち沢田 の区域	令和三年七月 二十七日	石巻市沢田字沢田四十 五―一 齊藤 昭一 石巻市わかば一丁目十 一番地三 齊藤 武弥	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かさ 養殖業	十一人

○宮城県告示第六百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数

宮城県第百七十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区のうち佐須浜の区域	令和三年七月二十七日	石巻市 渡波字 佐須三十二 須田 政吉 石巻市 渡波字 佐須九十 八十一 細川 泰宏	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	六人
-------------	---	------------	--	---	----

○宮城県告示第六百十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百八十一加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区のうち侍浜の区域	令和三年七月二十七日	石巻市 侍浜字 侍浜二十 五 杉浦 孝行 石巻市 侍浜字 東六 杉浦 初雄	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	区域内特定養殖業者数 三人
-------------	--	------------	---	---	---------------

○宮城県告示第六百十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年八月十日

宮城県第百八十二加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区のうち蛤浜、折浜の区域	令和三年七月二十七日	石巻市 折浜字 卯崎一 亀山 徳三郎 石巻市 折浜字 風越二十 六十八 平塚 国義	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	五人
-------------	---	------------	---	---	----

○宮城県告示第六百十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百八十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区のうち荻浜の区域	令和三年七月二十七日	石巻市 荻浜字 横浜山一 五 阿部 裕一 石巻市 あゆみ野 四丁目 十二番地 六 伏見 薫	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	区域内特定養殖業者数 八人
-------------	--	------------	--	---	---------------

○宮城県告示第六百二十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百九十加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基く漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 会組合の石巻 地区支所の地 区のうち月浦 の区域	令和三年七月 二十七日	石巻市月浦字月浦四十 三三三 佐藤 治 石巻市月浦字月浦四十 三三五 新保 俊和	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	四人

○宮城県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年八月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市大原浜関の入九番一地从先から 同市大原浜洞ノ口一番一地从先まで		前 A 後 B	一〇・三 一八・四	一六四・八	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

後	一四・六 三七・五	二九〇・三
---	--------------	-------

○宮城県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年八月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市門脇字浦屋敷二番一地从先から 同市中屋敷二丁目五番一地从先まで		前 後	一七・七 二九・八	六・三

○宮城県告示第六百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年八月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市門脇字捨喰六番一〇地从先から 同市中屋敷二丁目無番地先まで	令和三年 八月十日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しろいし薬局	白石市沢端町二一三九	令和三年八月一日
しぶや薬局 宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四番五号	令和三年八月一日
やすらぎ調剤薬局	柴田郡村田町大字小泉字西浦八八一	令和三年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
明石台薬局	富谷市明石台五一―三	令和三年五月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 多賀城市大代六丁目二十七番二、二十七番四の一部、二十七番五の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 - 仙台市青葉区広瀬町四番二十七号
 - 株式会社ライアブル

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 パーソナルコンピュータ等賃貸借（P3） 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和四年一月一日から令和八年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部広報相談課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和三年八月二十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二一一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月二日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年九月十六日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年九月十七日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百三十条、百四十四条及び令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について連年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 16, 2021. 5 : 00 pm.
- 2 Item/Service Required : Lease of personal computers and related equipment (P3) - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters September 17, 2021. 10 : 00 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi 980-8410 Japan Tel 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年八月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通事故情報管理システム改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年七月十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 九千四百七十七万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号該当

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第100号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年8月10日

宮城県公安委員長 森山 博

1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級
 - (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(機銃警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級
 - (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。)に係る1級及び2級
 - (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級
 - (5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級
 - (6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級
- 2 実施期日
- (1) 学科試験及び実技試験の一部
令和3年11月17日(水)午前9時30分から
- ※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施(負傷者の救護、護身方法)

報 告 書

<p>(2) 実技試験</p> <p>ア 令和3年11月25日(木) 午前9時30分から 空港保安警備業務1級及び2級、施設警備業務1級、雑踏警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級</p> <p>イ 令和3年11月26日(金) 午前9時30分から 施設警備業務2級、交通誘導警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、貴重品運搬警備業務1級及び2級</p> <p>3 実施場所</p> <p>(1) 学科試験及び実技試験の一部 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部</p> <p>(2) 実技試験 宮城県富谷市成田二丁目22番地1 東北自治総合研修センター</p> <p>4 受検人員 新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、全警備業務の1級及び2級合わせて30人程度とする。</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 当該警備業務各1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 当該警備業務各2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。)</p> <p>7 事前申込み</p>	<p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全課生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける(氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の受検対象者に該当する項目について聴取)。 なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和3年10月11日(月)から同月15日(金)までの5日間(10月11日から同月14日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)とする。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 申請受付期間 令和3年10月18日(月)から同月22日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。 なお、郵送による提出は受け付けないこととする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>イ 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>エ 前記5-(1)アに該当する者には、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写真及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>オ 前記5-(1)イに該当する者には、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>カ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 2葉</p>
--	--

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表66の項に基づき、

- ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円
- イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円
- ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円
- エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円
- オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円
- カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

10 検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号022-221-7171 内線3054・3055

ロ その他

- (1) 検定については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。
- (2) 検定に当たっては、感染症等予防対策(マスクの着用、会場入場前の手洗い等)を行うこと。
- (3) 検定中は他の受検者との不要な接触は控えること。
- (4) 検定日から起算して2週間前に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受検は認めない。
- (5) 発熱者や体調不良者等については、受検を認めない。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さげ固定式刺し網漁業(以下「さげ固定式刺し網漁業」という。)の操作については、次のとおり制限する。

令和三年八月十日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和三年九月一日から令和四年一月三十一日まで

二 操作区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 漁業時期

令和三年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさげ採捕の制限による期間を除く。

四 操作の承認

規制区域においてさげ固定式刺し網漁業を操作しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さげ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百四十四隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であって、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さげの特性を認識し、さげ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。
(一) 令和二年度において、さげ固定式刺し網漁業承認証(以下「承認証」という。)の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者(以下「水揚げ実績を有する者」という)。
(二) 令和二年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成三十年度及び令和元年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 令和元年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、令和元年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 令和二年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 令和三年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は五隻以内とする。

七 操作の条件

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は、同日午前九時）とする。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第六十条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さげ固定式刺し網漁船は、沖合及びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

（別紙）

秋さげ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

第一 秋さげ固定式刺し網漁業の制限（令和三年宮城県漁業調整委員会指示第一号。）四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和三年八月二十三日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書（様式第二号）
- (三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第四号）
- (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。

（操業承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一 電話〇二二一三六六一二二二
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五一九五一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二六一二二一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

（承認証の書換交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。（船体の標識）

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。
(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第一号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式刺し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 漁業時期 令和3年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 _____ 丸 _____ 氏 名 _____

漁業の種類	漁業	漁業	漁業	合 計
漁獲物の種類				
操 業 期 間				
操 業 日 数 (日)				
航 海 数 (回)				
漁獲予想数量 (kg)				
漁獲予想金額 (円)				
乗 組 員 (人)				
所 要 経 費 (円)	人 件 費			
	燃 料 費			
	費			
	費			
合 計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住 所			
氏 名	印		
生 年 月 日	年	齢	歳
漁 業 形 態	1：漁船漁業専業 2：養殖との兼業 3：養殖専業 4：漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使 用 漁 船	船 名	漁船登録号	MG -
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数
年間操業実績			

No	漁 業 種 類	操 業 期 間	水揚数量 (kg)	水揚金額 (千円)
1		(○月○旬～○月○旬)		
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)
住 所
氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式刺し網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。
なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式刺し網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁船登録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第6号)

(表)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住所 氏名	
1 漁業期間 令和3年9月25日 から 令和3年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東以南と石巻市網地高濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件 裏面記載のとおり	
年 月 日	宮城海区漁業調整委員会 会長 印

(A4縦)

(様式第6号)

(裏)

操業の条件 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。) は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合は除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (令和2年宮城県規則第103号) 第60条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウナル回避に努めなければならない。
- 12 操業時期終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 書換する事項

宮さけ第

号

丸

項 目	書 換 前	書 換 後
4 書換を必要とする理由		

(A4縦)

(様式第8号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 滅失(き損)の理由

宮さけ第

号

丸

(A4縦)

(様式第9号)

宮さけ第 号〇

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総 ト ン 数	
刺 網 の 模 式	目 合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	漁船登録番号	MG -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

_____ 年 _____ 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円)※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式刺し網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他() ()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式刺し網漁業」操業区域

